

便利になった 税務署

ワンストップサービスを実現

新宿税務署 脇 孝喜署長に聞く

Q 新宿区と新宿税務署について教えてください。
脇 新宿は、江戸時代に甲州街道の起点となった日本橋から、最初の宿場であった高井戸との中間に新しい宿場として設けられ、「新宿」という名前もそのことに由来しています。いまや日本を代表する街となっており、新宿駅西口のビジネス街や高田馬場から早稲田周辺の学生街、落合などの住宅地、そして、日本一の歓楽街である歌舞伎町など、全国的に見ても有

名なエリアが多く、非常にバリエーションに富んでいます。
新宿税務署は、明治29年に淀橋税務署として誕生し、昭和62年に新宿税務署へと改称されました。現在、所得税の確定申告件数は約4万件で、東京国税局管内では比較的に少ないほうです。一方で、管内には約2万社の法人があり、サービス業・飲食業が多く、東京国税局管内でも法人数の多い税務署といえます。税収は約1兆円で、国全体の国税収入が約46兆円である

ことを考えると、かなり大きなウェイトを占める数字ということが出来ます。
Q 新宿税務署の取り組みについて教えてください。
脇 税務署は、国が公共サービスを提供するために必要な財源となる税金を徴収することが仕事です。わたしたちは、納税者の皆さまが、税金を自ら申告・納付する申告納税制度の円滑化に向けて「納税者サービス」の充実と「適正・公平な税務行政」の推進を柱に取り



<プロフィール>

脇 孝喜(わき こうき) 鹿児島県出身。東京上野税務署副署長、東京国税局課税第一部国税訟務官、同局調査第二部統括国税調査官、同局調査第一部調査開発課長、同局調査第二部調査総括課長、同局調査第三部次長を経て現職に就任。趣味は、体を動かすこととスポーツ観戦。週末にはスポーツジムに。ハイキングで山に登ることも。

日本を代表する街、新宿。西新宿のオフィス街や、日本一の歓楽街といわれる歌舞伎町を擁し、JR新宿駅の1日の利用客数は350万人で全国トップ。そんな新宿の街を管轄しているのが、新宿税務署である。同署には、適正・公平な課税の実現に加えて、「広報活動」というひとつの大きな役割がある。各地から人が集まる新宿での広報活動は、全国的にも意味のあるもの。広報活動を含めた新宿税務署の取り組みについて、脇孝喜署長に話を聞いた。(本文敬称略)

【本紙・瀬戸山敬史】

e-Tax 利用者に向けて強力サポート

組んでいます。

とくに、納税者の方々に、税金を正しく申告し、期限内に納税してもらうための租税教育を含めた広報活動や相談に力を入れていきたいと考えています。わたしの考える広報活動は、難しい税法を納税者に「分かりやすく」説明し、透明性を高めることです。納税者が「知らなくて、分からなくて申告・納税ができない」ということのないように、適正な申告・納税をサポートする活動に

力を注ぎたいと考えています。
また、新宿税務署では、地域の方々のご協力をいただいて、地元のケーブルテレビで広報番組を放映したり、デパートの懸垂幕やJR新宿駅前の巨大ビジョンなどを利用したり、さまざまな広報活動を行っています。また、管内のあるスーパーでは、買い物袋に「確定申告のお知らせ」などを掲載していただいています。新宿の街は、全国から人の集まる街ですの

で、わたしたちの広報活動が全国的にも重要な意味を持っていることを認識し、今後も幅広く広報活動を展開していきたいです。
さらに、適正・公平な税務行政の推進の点から、申告内容に是正が必要な納税者に対しては、的確な指導や調査を実施するとともに、期限内に納付がない納税者については、個々の実情を踏まえたうえで、厳正・的確な滞納整理を実施することとしています。

時間・労力の節約 行政の効率化も

Q 国税電子申告・納税システム(e-Tax)とはどのようなものですか？

e-Tax 利用のメリット

■オンライン手続きによるメリット

- 時間・コストの削減
(用紙調達、郵送、持参等の手間が不要)
- 手続き時間の延長
(平日は夜9時まで、確定申告期は24時間)
- 事務所の電子化を促進
(申告業務の効率化、品質向上。ペーパーレス化)

■行政事務のスリム化等

- 経費等の削減
- 業務処理時間の短縮



脇 平成15年7月に決定された「電子政府構築計画」により、政府全体として国民の利便性や、事務の効率性を高める戦略として、政府のIT化が進められることになりました。そのなかの施策として、国税庁では、同16年からe-Taxを開始しました。e-Taxでは、自宅やオフィス、税理士事務所などからインターネットを利用して、申告・申請・届出などができ、インターネットバンキングやATMなどを利用して納税することもできます。また、事前に税務署に届出などをしておけば、e-Taxを利用しておいて電子申告などの送信をした後に、届出をした預貯金口座から、ワンクリックで即時または期日を指定して納税をする

(2面へつづく)

資金繰り 売り上げ減少 取引先の倒産 提携企業探し 経費削減 節税 情報収集
人材確保 事業継承 相続対策 C02対策 地域への社会貢献 社会保険 雇用保険
家賃値上げ 原料値上げ 新規顧客開発 長時間勤務 交際費課税 …

社長の苦労は、社長同士でなければ解りませんね……

法人会 は全国100万社の、100万人の社長が相談仲間です

新宿法人会 には区内の約5000社が加盟

社長さん！一人で悩まないで、私たちのチームに入りませんか…

TEL 03-3371-3821 FAX 03-3371-3834

http://www.shinjuku-hojinkai.or.jp e-mail info@shinjuku-hojinkai.or.jp



社団法人 新宿青色申告会

〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2丁目41番8号
第2下村ビル6階

TEL : 03-3209-3320 FAX : 03-3209-5363

URL : http://www5.ocn.ne.jp/~sj-aoiro/index.html

E-mail sj-aoiro@crux.ocn.ne.jp

マスクを配ってPR!?

新型インフルエンザが再び猛威を振るい始めている。体内に免疫がないのが流行が収まらない理由といわれ、これから冬に近づくにつれさらに感染が拡大するのには必至。売り切れとなる前に、マスクなどの備品を一定量確保しておきたいところだ。

このマスク、春先の流行の際に街中で着用している人があふれたのも記憶に新しいところ。もし企業名が入ったマスクを配付した場合、かなりの宣伝効果が期待できるのではないだろうか。社名や商品名の入ったマスクを街中で使用してもえれば、歩く広告塔となるわけだ。

その場合、マスク製作費用の税務上の取扱いはどうなるのだろうか。

不特定多数の人相手に宣伝効果があるものを配付した場合、その製作費用は広告宣伝費などとして処理することに。広告宣伝費になる

製作費用は広告宣伝費

新型インフルエンザが再び猛威を振るい始めている。体内に免疫がないのが流行が収まらない理由といわれ、これから冬に近づくにつれさらに感染が拡大するのには必至。売り切れとなる前に、マスクなどの備品を一定量確保しておきたいところだ。

このマスク、春先の流行の際に街中で着用している人があふれたのも記憶に新しいところ。もし企業名が入ったマスクを配付した場合、かなりの宣伝効果が期待できるのではないだろうか。社名や商品名の入ったマスクを街中で使用してもえれば、歩く広告塔となるわけだ。

その場合、マスク製作費用の税務上の取扱いはどうなるのだろうか。

不特定多数の人相手に宣伝効果があるものを配付した場合、その製作費用は広告宣伝費などとして処理することに。広告宣伝費になる

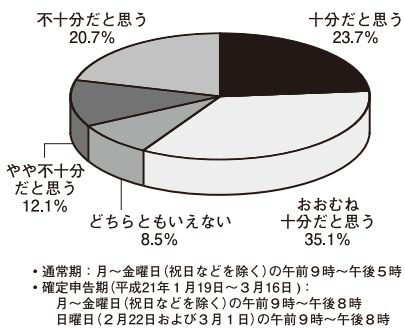
新型インフルエンザが再び猛威を振るい始めている。体内に免疫がないのが流行が収まらない理由といわれ、これから冬に近づくにつれさらに感染が拡大するのには必至。売り切れとなる前に、マスクなどの備品を一定量確保しておきたいところだ。

このマスク、春先の流行の際に街中で着用している人があふれたのも記憶に新しいところ。もし企業名が入ったマスクを配付した場合、かなりの宣伝効果が期待できるのではないだろうか。社名や商品名の入ったマスクを街中で使用してもえれば、歩く広告塔となるわけだ。

その場合、マスク製作費用の税務上の取扱いはどうなるのだろうか。

不特定多数の人相手に宣伝効果があるものを配付した場合、その製作費用は広告宣伝費などとして処理することに。広告宣伝費になる

【グラフ】ヘルプデスクの受付時間



e-Tax調査 7割超が改善評価

国税庁は国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した人および今後利用を検討している人を対象に実施したアンケートの結果を発表した。

平成20年度のe-Taxには、①国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」ですべて行えるようになった②医療費領収書など第三者作成書類を別途提出する必要がなくなった——などの改善があった。

①については、「良い」が40・9%、「どちらとも

「ヘルプデスク充実」も半数超

国税庁は「ヘルプデスク充実」も半数超

「ヘルプデスク充実」も半数超

「ヘルプデスク充実」も半数超

「ヘルプデスク充実」も半数超

広報・相談・指導・調査を4つの柱に

（1面のつづき）

ことができるダイレクト納税も本年9月からサービス開始となっています。e-Taxにより、納税者の方は税務署に出かける必要がなくなり、時間や労力の節約につながります。また、当局にとっては、確定申告書の收受、郵送された確定申告書の処理事務、データの入力などの事務処理が軽減され、行政の効率が高まります。

現在の利用率は国全体として37%で、目標値を順調にクリアしていますが、今後

後もe-Taxの普及を最も重要課題として積極的に普及推進活動を展開していきます。

新宿税務署では、e-Taxの手続きに精通した職員を編成してサポート体制を強化し、納税者の方がe-Taxを利用するにあたって分からないことがあったらお手伝いをします。国税庁のe-Taxホームページでも分かりやすく解説していますのでこちらも参考

にしてください。ぜひ、e-Taxのご利用をお願いいたします。また、e-Taxの利用は、税理士さんによる代理送信で行うことも可能です。税理士の先生

おります。この点については、税理士の先生方のご理解とご協力をお願いしているところです。

Q・最近、税務署の相談や受付体制が大きく変わった

官が集中的に対応しています。個別的な相談については、税務署での事前予約制となっており、長時間お待ちいただいたり、税務署内の窓口を何度も往復したり

れました。これまでは、確定申告書の提出は2階の総務課、源泉所得税の申請用紙や法人税の申告用紙が必要な場合はそれぞれの担当部門といったように、手続きごとに異なる窓口へ行く必要がありました

が、1階にワンストップエリア（管理運営部門）を新設し、主な手続きを1カ所でできるようにしました。まだ立ち上がりから間もないため課題も多いのですが、さらなる行政サービスの向上に向けて職員一同頑張っています。

Q・今後どのような税務署を目指しますか。

広報・相談・指導・調査を4つの大きな柱として、適正・公平な課税および徴収を実現することはもちろん、誠実で丁寧な対応、透明性のある税務行政を目指します。署内では、サークル活動などを通じて職員のコミュニケーションを活性化し、活力あふれる組織運営を行っていきたいと考えています。

ラブホテル収益はお布施!?

さきごろ、関東信越国税局より長野の宗教法人「宇宙真理学会」が約14億円の所得隠しを指摘されていたことが判明した。この宗教法人を管理していた長野在住の食品加工会社社長が、長野ほか4県でラブホテルを経営しており、そのラブホテルの収益の一部を同会へ対する「お布施」と偽っていたというのだ。ラブホテルの入り口には観音像が設置され、「喜捨をお願いします」の張り紙もあったという。

宗教法人とは、「宗教法人法」により規定されており、都道府県知事または文部科学大臣の認可が必要だ。宗教法人は税法上「公益法人等」に属するため、「収益事業」で得た収入のみが課税の対象となる。また課税対象部分についても軽減措置がなされており、普通30%の法人税率が22%となっている。

「収益事業」の範囲は、墳墓地以外の土地・建物の貸付け、絵はがき・線香・ろうそくなどの物品の販売、挙式時の貸衣装代、また宗教的目的の遂行に関連してなされない宿泊施設の利用などだ。

一方収益事業外と見なされ非課税となるのは、墳墓地の貸付け、挙式の費用、おみくじなどの販売、廉価な宿泊施設（宿坊）の経営など。

宿泊施設の利用が非収益事業として認められるには、宿泊料が宗教行事の遂行に関連するもので、1泊千円（食事を提供するものについては、2食付きで1500円）以下である必要がある。

今回の件は「お布施」として非課税扱いになっていたものが課税対象になるものとみられる。重加算税を含め、追徴税額は3億円。大型の脱税案件となった。

宗教法人を隠れみのに

日本公認会計士協会東京会

新宿会

会長 田中 義幸
副会長 繁田 勝男／武内 正／岩田 一喜

幹事 山田 治彦／山田 博子／舩川 博昭／大谷 はるみ／小松 哲
内田 正美／岩崎 守康／伊藤 嘉基／福島 直／富永 和也
監事 林 徳一／神谷 英一
顧問 齋藤 力夫

来年2月!

東商新宿支部からのお知らせ

四谷地域商店街ホームページ開設

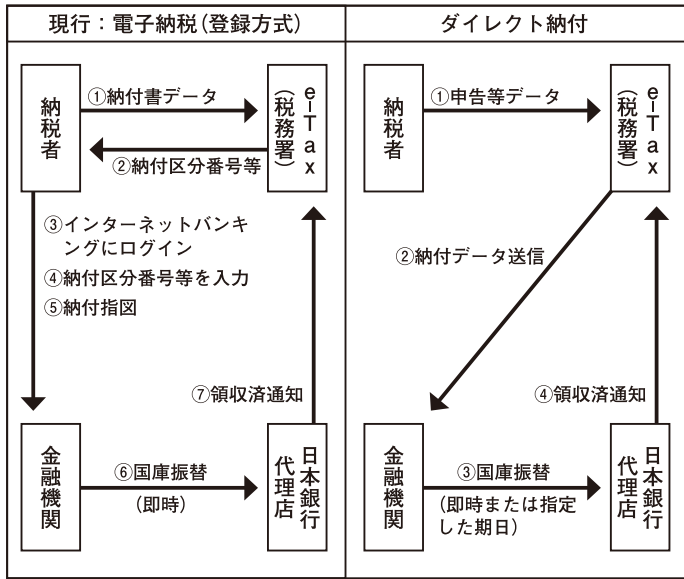
記念講演会開催

四谷地域商店街広域ホームページの完成が間近です!!

当支部では、「四谷地域商店街活性化事業」の一環として、表記ホームページの作成を進めております。これにより、当地域へのより一層の集客が期待されていますが、皆様には是非ご利用・ご活用をお願い申し上げます。なお、来年2月には記念講演会を企画しておりますが、詳細は東商新宿支部ホームページ等でお知らせさせていただきます。（お問い合わせは下記に）

東京商工会議所新宿支部
〒160-0023 新宿区西新宿 6-8-2 BIZ 新宿 4F TEL.03-3345-3290

【図】ダイレクト納付概要



9月からスタートした「ダイレクト納付」 申告と納税スピーディーに

9月から、国税の新しい納付手段である「ダイレクト納付」が始まった。e-taxを利用して、申告と納税をサクッと済ませることができる優れたもの。これまで不便といわれてきた電子納税のパワーアップ版として、多くの納税者と国税当局がともに注目しているところだ。「ダイレクト納付」のメリットと利用上の諸注意を総点検する。

現行の電子納税はインターネットバンキングの契約が必要で、さらに口座維持に毎月費用がかかることもある。また、社員に電子納税を依頼する場合、その暗証番号を教えなければならず、会社の重要情報を管理する意味で不安な部分がある。

ダイレクト納付はこうした電子納税の欠点を解消。e-Taxで電子申告などの送信をした後、ボタンをクリックするだけで、すでにある納税者の預貯金口座から即時(または指定期日)に税の納付ができる(図)。もともとある預貯金口座が使えるので、口座維持費用も不要になる。

対象税目は、源泉所得税、法人税、消費税および地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税。電子申告が可能な税目が対象になるわけだが、e-Taxに納付

対象税目は、源泉所得税、法人税、消費税および地方消費税、申告所得税、酒税、印紙税。電子申告が可能な税目が対象になるわけだが、e-Taxに納付

また、金融機関が対応している場合も、金融機関および登録した預貯金口座の種類によってはダイレクト納付対応時間が異なる場合があるので要注意。

たとえば、みずほ銀行の場合、普通・当座預金ともに午前8時30分～午後9時で対応するが、足利銀行の場合は普通口座は午前8時30分～午後9時、当座預金は午前8時30分～午後3時まで。

ところで、国税庁ホームページの「利用可能金融機関一覧」を見ると、まだまだ対応金融機関は少なく、名前がない大手行が多い金融機関に関してはとくに優先して働きかけを行っていききたい」と、今後も拡大に努める予定だ。

ダイレクト納付を利用するには、金融機関届出印を押なつた利用届出書を税務署に提出する。提出から利用可能となるまで約20～25日かかる。

派遣社員の教育訓練も対象

国税庁はさきごろ、昨年12月に行った「法人税基本通達等の一部改正」についての趣旨説明資料をホームページなどで公表した。

「教育訓練費の税額控除制度」については、教育訓練費を計算する際に「他の者から支払いを受ける金額」を除くこととされているが、改正通達ではこの「他の者から支払いを受ける金額の範囲」を明確化した。今回の趣旨説明では、これについてさらに具体例を示している。

それによると、厚生労働省の「キャリア形成促進助成金」など、国や自治体から交付される教育訓練のための補助金の場合、販売店がその使用人に対して販売促進などの目的で実施した教育訓練に要した費用に充てるため、その取扱商品にかかるとされている。また、他社と共同で教育訓練を実施した場合、その教育訓練費用の総額を一時的に立替払いし、後に他社負担分の金額を受け取った場合は「他の者から受ける金額の範囲」には含まない。ただし、それぞれの負担金額が合理的な基

国税庁 通達改正趣旨を説明

「女将のおサケ」大当たり！

各国税局はこのほど、平成18年7月～同21年5月までの約3年間で収集した「酒類業活性化事例」を発表した。

酒類に携わる業者の成功例を、製造、卸売、小売など、業態ごとにまとめたもの。なかでも報告された成功事例が最も多く、奮闘がうかがえたのが小売業だ。

熊本国税局管内にある一般小売店の女将4人は、「女性をターゲットにした商品を」と開発グループを結成。女性杜氏のいる焼酎製造場と交渉を行い、1年かけてプライベートブランド商品を

国税局「酒類業活性化事例」を発表



辻・本郷 税理士法人

HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

私達は会計を通して、安心のトップブランドの構築を目指します。

理事長 本郷 孔洋

税務と会計サービスの提供

株式公開準備と業務改革サービスの提供

国際税務と国際会計サービスの提供

公益法人の税務と会計サービスの提供

〒163-0631 東京都新宿区西新宿 1-25-1

新宿センタービル 31F

TEL : 03-5323-3301 FAX : 03-5323-3302

URL : <http://www.ht-tax.or.jp/>

E-mail ht-tax@ht-tax.or.jp

Features

特集

ゝ日に所有権移転登記をして引き渡した。この間、納税者は、空室に親類の遺品を置くなどして居住の用に供したとして、確定申告では保有期間が10年超であるため軽減税率を適用する旨の申告をした（表参照）。

しかし、税務署は、一時的な使用にとどまるから軽減税率の適用はできないとして否認したことから審査請求となった。

納税者は、親類の遺品・家具などを置いて居住の用に供したと主張したほか、未利用部分は併用部分と同

様に扱って居住用部分の床面積などを算定すべきとして争った。

これに対して審判所は、解体業者などの証言をもってしても、生活用品が多少あることがうかがわれる程度で、家具などの生活用動産を空室部分に保管したと認めるに足る証拠はなく、造園資材を置きっ放しにしていた状況から、「請求人が生活空間を広げるため請求人が使用することがない空室に遺品を移したにすぎない」というべきである。そうすると、温室は生活の本拠としていた家

【図1】審判所の主な認定事実

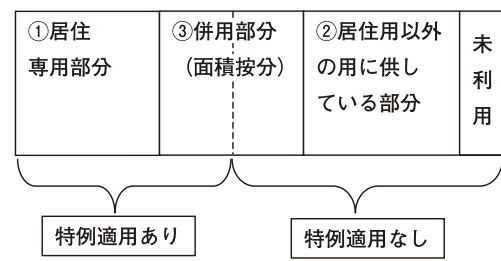
- ・車は請求人名義で購入され長女が使用しているもので、車庫については請求人の住所で関係官庁に届出されている。
- ・平成16年4月9日、新A社は温室に同社の資産台帳にない造園資産、鉢等を残したまま移転した。請求人は、建物を解体するまで、この資材を整理せず置いたままだった。
- ・温室は軽量鉄骨造で建築後30年を超え老朽化が進んでいたが、新A社が移転、温室を解体するまで改修や改善を加えていない。
- ・請求人は平成16年6月に不動産業者に本件土地の価格査定を依頼したが、売買に至っていない。

生活実態が重要ポイント

屋と認めることはできない」と判断した。

また、未利用部分の扱いについては、「政令は当該家屋のうち、居住の用以外の用に供している部分があるときは、その居住の用に供している部分に限る旨を規定している。通達では①居住の用に専ら供している部分、②居住用以外の用に供している部分、③併用部分に区分し、併用部分については居住用とそれ以外の用の部分の床面積の割合で按分して居住用部分の面積を算定する旨など

【図2】特例適用の範囲となる土地建物等部分



定めている。当該家屋のうち居住用での事業用でもない未利用部分は③の居住の用以外の用に供されている部分に該当するといふべきである」として納税者の言い分を退けた（図1、2参照）。

記者の眼

贈与財産 お金持ちはわずか2割!?

平成19年中に財産の贈与を受けた人の約2割が、贈与財産全体の7割弱を占めることが分かった。これは、国税庁の統計年報にまとめられているもの。贈与を受けた人は36万331人、贈与された財産の総額は約2兆540億円。このうち同年中に贈与を受けた人全体に対して、1人当たり700万円超の財産を贈与された人の割合は約21.9%。これに対し、同年中に贈与された財産

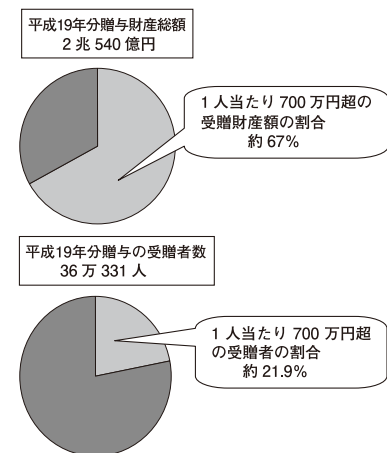
全体に対して、1人当たり700万円超の財産をもらった人の贈与財産総額に占める割合は約67%だった（グラフ参照）。

ちなみに、同18年中のデータでは、700万円超の財産をもらった人の全体に対する人数の割合は約20.1%。全贈与財産に占めるこの階層の人がもらった財産の占める割合は65.1%だった。

詳細をみていくと、暦年課税方式

で700万円超の財産をもらった人の割合は7.5%ほど。もらった財産の全体の贈与財産額に占める割合は37.3%にとどまる。一方、相続時精算課税方式による贈与で、700万円超の贈与を受けた人の割合は全体の65.3%。贈与財産全体に占める割合は88.6%となっており、暦年贈与で財産をもらった人と精算課税による贈与を受けた人の比率は、およそ3対1になっている。

【グラフ】



税理士は経営者のよき相談役です

「大石尚彦税理士事務所」は法人へ組織を変更し「税理士法人グランクスパートナーズ」になりました。

平成21年10月1日より、更に充実したサービスの提供と幅広い専門分野への対応を目指します。

代表社員 税理士 大石 尚彦
社員 税理士 星野 慎児
社員 税理士 高谷 知子

TEL：03-5272-2214 FAX：03-5272-4437

10月13日（火）から、下記事業所にて営業いたします。電話・FAX番号に変更はございません。

【新住所】〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-30-15 TLビル7階

F & Mパートナーズ税理士法人

代表社員 税理士 安藤 かずえ
Kazue Ando

〒160-0023 東京都新宿区西新宿三丁目2番11号

新宿三井ビルディング二号館3F

TEL：03-5339-7900 FAX：03-3343-5539

URL：http://www.fmpt.jp

E-mail kazu.ando-tax@cpost.plala.or.jp

西山税理士事務所

税理士 西山 隆／税理士 西山 恭博

【税務相談・相続対策・会社設立・経営分析・帳簿作成・確定申告】

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場4丁目11番8号 河上ビル4A

TEL：03-5330-7007 FAX：03-5330-7477

URL：西山税理士事務所 http://www.nishiyama-ac.com/

西山 隆のHP http://www.nishiyama-ac.com/yandt/index.htm

E-mail info@nishiyama-tax.co.jp

ダイヤモンド社のビジネス情報サイト『DIAMOND online』で
「企業再生 社長の決断」連載中！ http://diamond.jp/series/corp_revival/

公認会計士 杉田純事務所

所長
公認会計士 杉田 純
税理士

〒160-0023 東京都新宿区西新宿1丁目22番2号

新宿サンエービル8階

TEL：03-5322-3591 FAX：03-5325-1635

URL：http://www.cmcsjac.jp/sgt/index.html

E-mail sugitakaikei@cmcsjac.jp

Features

特集

マイホーム譲渡 審判所
軽減税率適用で注目裁決

居住用不動産を譲渡した場合、その譲渡益に対する課税に優遇措置がある。このため、譲渡した不動産が「居住用」かどうかの事実認定をめぐる、納税者と税務署との間でトラブルが起こりがちだ。「居住用」に見せかけるズルは論外としても、「居住用」か、それ以外かの境界線をめぐる解釈の行き違いから、これまでに多くの争いが起こった。この境界線をめぐる税務当局と納税者との注目裁決に迫った。(資産税問題研究班)

◀不動産税制は手厚いがトラブルも多い



賃借人退出後は空室？

自宅の1階部分を事務所などとして、他人に貸し付けているケースは少なくない。二世帯住宅の場合も、空いた部屋を他人に貸して収入を得るといった狙いもあって人気だが、いざ、その住宅を売る場合になると、税制などにもらみながら十分な対策を考える。たとえば、オーナーなら、借主が退出してから住宅等不動産を売買、譲渡所得6千万円までなら14%軽減税率(地方税含む)などを受けたいと考える。つまり、より節税するならできるだけ建物全体での特例適用を検討する。そのためには、不動産全体が「居住用」と認められることが必要になる。

こうしたなか、賃借人が出て行った自宅兼用事務所だった不動産の

うち、売却時まで空室になった部屋を生活用動産の物置として居住用に使ったつもりで、確定申告で特例を適用したところ、当局から使用実態を厳しく問われて争いになった裁決がさきごろ明らかになった(平成20年12月10日)。

争点は借主退出後の空室が、居住の用として使用実態があったかどうか、また、未利用部分については居住用に含めて居住用部分の計算をすべきかというもの。

この土地建物は、納税者が相続で取得。土地は700平方メートルほどで、建物は1階部分に事務所がある3階建ての居宅と、そばにある温室だ。

納税者は、造園業を営む父から造

園会社Aも相続しており、居宅の1階部分と温室はこのA会社に貸し付けられていた。納税者は、相続後ほどなくして、造園事業を別のB会社に譲渡。B社はこの契約を期限付きで承継したが、平成16年4月

9日に事務所を移転した。請求人は、同17年4月7日にD社との間で不動産売買契約書を交わし、本件土地を更地にして引き渡すこととした。請求人は本件建物を同17年5月18日に取り壊し、同年6月20日

【表】時系列・財産の利用状況

元の状態	本件敷地	建物・自宅部分	事務所	駐車場	温室	
平成16年3月1日前	・父・母から請求人と妹が相続・保有	・母から請求人が相続・保有 ・請求人と娘が居住	・A社に賃貸(父から請求人が承継)	→ (同左)	→	他人使用
平成16年3月1日	↓ (同上)	↓	・A社はB社に営業譲渡 ・B社が賃借	→	→	
平成16年4月9日	↓	↓	・B社は事務所移転 ・利用で争い	→	→	問題となった部分
平成17年1月1日	○保有・居住で10年超となる	—	—	—	—	
平成17年4月7日	・不動産業者と売買契約	→	→	→	→	
平成17年5月18日	↓	・取壊し ・このときまでに引越す	・取壊し	→	→	
平成17年6月20日	・引渡し	→	→	→	→	

納税に際してはプロのアドバイスを!!

転ばぬ先の杖

ISO9001 認証取得事務所
プライバシーマーク使用許諾事務所

税理士法人 新日本筒木

理事長・税理士 筒木 勝

税理士 三浦 修 税理士 吉田 和彦

税理士 三浦 泰 税理士 遠山 康英

〒169-0075 新宿区高田馬場2丁目14番26号 INOビル2階

URL: http://ttk.tkcfnf.com E-mail: ttk@tkcnf.or.jp

TEL: 03-5272-6900 FAX: 03-5272-6901

新宿総合会計事務所

新宿M&Aセンター

税理士・所長 瀬野 弘一郎

〒160-0023 東京都新宿区西新宿6丁目6番3号

新宿国際ビル新館7階

TEL: 03-5322-5551 (代表) FAX: 03-5322-5577

URL: http://www.s-g-a.co.jp

E-mail info@s-g-a.co.jp

渡辺税務会計事務所
株式会社 富士経営総合センター

医業経営コンサルタント
税理士 代表取締役
投資顧問アドバイザー

渡辺 博



社団法人 日本医業経営コンサルタント協会会員

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場2丁目14番5号

サンエスビル5F

TEL: 03-5272-6700 (代) FAX: 03-5272-6405

URL: http://waowao.jp

E-mail h-watanabe@waowao.jp

経営者のパートナー 平澤会計事務所

相続税対策 トータルサポート

書面添付制度・電子申告推進事務所

所長 平澤 一郎
税理士

税理士 鈴木 康之

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-28-10 三慶ビル6F

TEL: 03-5292-6560 FAX: 03-5292-6563

URL: http://www.tkcfnf.com/hirasawa/pc/

E-mail hik@tkcnf.or.jp

TAX・経営プチ解説

企業名義のポイント

税務上の処理は？

追加経済対策の目玉としてきら星のごとく登場した「エコポイント制度」。一定の省エネ性能を備えた家電製品を購入し、指定の事務局へ申請することで、商品券や地方の特産品などと交換できる「エコポイント」が付与されるといううれしい制度である。エコポイント以外にも、家電量販店やコンビニエンスストア、薬局など、ポイント制度はさまざまな企業で採用されており、いまや日本は“ポイント社会、”といっても過言ではない。

ところで、こうしたポイント社会の波は個人だけでなく、企業にも押し寄せており、税務上の取扱いで戸惑う声も増えてきた。たとえば、企業が備品などを購入する場合、会社名義のポイントカードにポイントを付与してもらい、次回以降



▶ポイントをはかにかに効率よくためるかがポイント

の買い物時に使用するというケースは少なくないが、この場合、付与されたポイントの税務上の取扱いはどうになるのだろうか。

こうしたポイントはあくまで数字データにすぎないため、ポイントが付与された時点では特別な処理を行う必要はない。ただし、ポイントを使用するときは要注意。使用時には、使用した分のポイントが雑収入となり、それと交換するかたちで商品を受け取るという処理を行うのが一般的である。たとえば、1500 ポイントを使用して 750 円の商品を購入した場合は、750 円の雑収入があったと処理し、その 750 円の雑収入と交換で商品を購入した処理を行う。

また、ポイントで購入した商品は、用途に応じて会計処理を行うことになる。ポイントで食事券をもらい接待に使用すれば「交際費」、業務用の減価償却資産を購入すれば資産計上、また、法人名義でたまったポイントを社長が私的に使用すれば、給与として課税されることになる。

介護認定者の所得

障害者控除に注意

厚生労働省は、介護保険法に基づく要介護度の認定のため市町村が調査する 74 項目のうち、43 項目の内容を修正する方針を示した。今年度導入された新基準により、要介護度が実際より軽度にならないようにするのが狙いだという。

いる。

事前確認の申し出にはさまざまな資料の提出が必要となるが、事前相談することでその資料作成事務を効率的に行うことができる。また、事前確認申し出後の審査が円滑かつ迅速になる効果もある。

事前相談では、「事前確認の申し出をするべきなのかどうか分からない」といった相談も可能だ。

事前相談・事前確認は、納税地の管轄国税局で受け付けている。事前相談は原則として予約制なので、早めのアプローチが望ましい。

税制でも育児支援

託児所の割増償却

日本はいま、1 人の女性が一生に産む子どもの数を示す「合計特殊出生率」が、人口移動のない「人口置き換え水準」をはるかに下回り、いわゆる「少子社会」となっている。

少子化の理由として挙げられるのが、経済的理由による晩婚化が進んでいることや、結婚したとしても、養育費の見通しが立たないとして出産を控えるケースが多いこと。

子ども 1 人当たりの養育費は約 1300 万円といわれており、十分な教育を施すため共働きを余儀なくされる夫婦が大半を占める。そのため、これ以上の少子化の進展を防止するためには、育児環境のさらなる整備が不可欠である。

要介護度は、身体または精神上の障害で常時介護を要すると見込まれる状態の人に、重度により 1 から 5 までを認定。介護サービスへの給付額に反映し、サービス料の自己負担額が決まる。

税務では、同法の対象となる訪問介護、訪問入浴介護など一定の施設・居宅サービスの自己負担額は、所得税の医療費控除の対象。ほかの医療費との合計が年間 10 万円を超える部分を所得控除できる。

さて、今回基準が見直された要介護認定と同じように、心身の障害について市町村が認定するものに、「身体障害者手帳」や「精神障害者保健福祉手帳」の交付と等級がある。これらの交付を受けた人には、行政や民間会社によるさまざまな優遇があるが、所得税の障害者控除の適用条件のひとつとしても用いられており、本人あるいは配偶者や扶養親族に手帳の交付を受けた障害者がいる人は、障害者 1 人につき 27 万円の所得控除が受けられる。また、身体障害者手帳に 1 級か 2 級、精神障害者保健福祉手帳に 1 級として記載されている人は、特別障害者として控除額は 40 万円となる。

ここで注意したいのが、この障害者控除の適用条件に、介護保険法の要介護認定についての規定はないこと。つまり、要介護認定を受けているという理由だけで、直接に障害者控除の適用対象にはならないということだ。ただし、要介護認定者に障害者控除を受けるための認定書を発行している市町村もあるため、確認しておきたい。

海外子会社を設立

取引価格に要注意

経済のグローバル化にともない、「いよいよわが社も」と、海外に子会社を設立する中小企業が増えてきた。

しかし海外子会社設立で頭を悩ませるのが、移転価格税制の問題だ。

海外子会社との取引では、日本の親会社は価格を自由に設定することができる。そこで、第三者と取引する価格（「独立企業間価格」という）より低い価格で輸出すると、親会社の課税所得は少なくなる。本来は日本の親会社の利益となるべき部分を海外に“移転、”させ、課税所得を操ることが可能となるわけだ。

このような取引に対し、税務当局が独立企業間価格との差額に課税する制度が「移転価格税制」。移転価格税制で課税されれば、相手国にすでに課税された部分について二重課税が発生することになる。納税者としては、このトラブルを回避するため、適正な独立企業間価格とはいくらなのかを知りたいところだ。

そこで重要になってくるのが「事前確認」。納税者が最も気になる独立企業間価格の算定方法などについて、税務署長に事前確認がとれる。さらに当局では、事前確認がスムーズに利用できるよう、事前確認の申し出前の「事前相談」を勧めて



◀少子化対策が急がれる

こうした状況のなか、税制面からのフォローとして、平成 19 年に子育て支援税制が創設された。

これは、青色申告法人が、同 19 年 4 月 1 日から同 23 年 3 月 31 日までの間に、事業所内または事業所の近隣に託児所を取得した場合、託児施設ならびに施設と同時購入した遊具などについて、普通償却限度額の 20%（中小事業主は 30%）の割増償却を認めるもの。

ただし、同制度の適用を受けるには、①託児所を設置する法人が次世代育成支援対策推進法に規定する一般事業主行動計画を厚生労働大臣に届け出ている②乳幼児 1 人当たりの施設の面積が 7 平方メートル以上および乳幼児の定員が 10 人以上（中小事業主が設置するものにあつては 6 人以上）③保育士の数が乳児おおむね 3 人につき 1 人以上いる④医療を受ける体制が確保されている⑤同法に定められた基準を満たす保育室、調理室および便所があること——などの一定の要件を満たしている必要がある。

税理士・会計事務所の皆様！ 広大地に該当するかどうかのお悩みを解決します！！

「広大地評価事例紹介と広大地を活用した相続税対策セミナー」のご案内

「店舗、工場、賃貸マンションの敷地等について広大地として評価するためのポイント」やその他の留意点を実例を交えて紹介し、さらに「広大地を活用して相続税をいかに節税するか」をテーマに実際の対策事例をご紹介します。※当日広大地に関する無料相談会開催（事前申込制）

○日時：10月6日（火） 13時30分～16時45分

13:30～「広大地評価事例紹介と広大地を活用した相続税対策」／16:50～無料相談会

講師：不動産鑑定士・税理士 沖田 豊明（沖田不動産鑑定士・税理士事務所）

○場所：アビタス貸会議室 新宿セミナールーム2

東京都渋谷区代々木2-1-1 新宿メインズタワー 15F（株式会社アビタス内）

（JR 新宿駅南口徒歩3分、サザンテラス口徒歩2分／都営新宿線・都営大江戸線・京王新線新宿駅 A1 出口直結）

○費用：お一人様 4,000 円（テキスト代として）

○定員：30 名

お問い合わせ・お申し込み⇒TEL048-228-2501（担当：西村・大塚） ※受付時間 9:00～17:00

※10月20日（火）神田会場、11月6日（金）大崎会場でも同じ内容で実施予定です。お気軽にお問い合わせください。

税理士法人 トップ会計事務所

会長
税理士

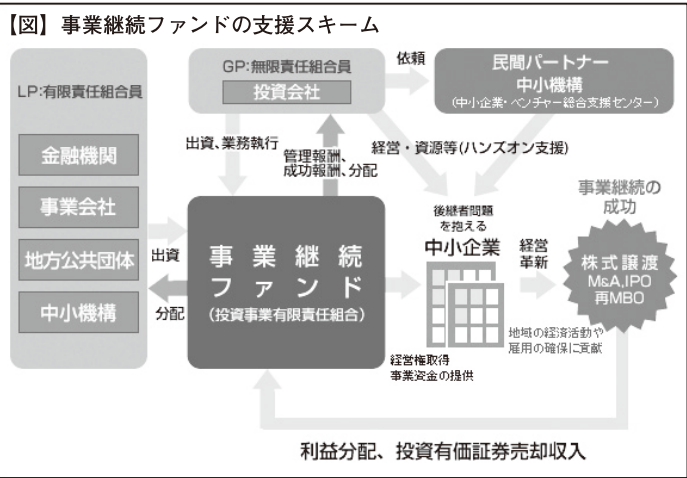
関本 和幸

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7丁目18番18号

新宿税理士ビル

TEL：03-3371-7211 FAX：03-3365-3747

URL：http://www.topms.co.jp



事業承継に悩む会社のために国が創設した「事業継続ファンド」。優れた技術力やノウハウを持つなど、継続に社会的意味を持ちながら、経営権の承継がうまくいっておらず、かつ民間のファンドでは投資の回収速度の遅さや利益率の低さによりなかなか扱えない企業を

全国の中小企業において顕在化する、経営者の高齢化と後継者問題。その後継者問題における頭痛の種は、適当な後継者がいない、後継者はいるものの株を買い取るお金がないなどさまざま。問題に直面し、新商品の開発や新事業の開拓などができなくなっている会社も多い。そんな事業承継問題を解決するため、平成18年に国の旗振りによって創設されたのが「事業継続ファンド」だ。国の援助により、雇用や取引先を保護したうえで事業承継が行えるのが特徴だ。

ファンド利用の事業承継に脚光

すでに活用10件超

対象とするファンドだ。支援のスキームは図の通り。独立行政法人の中小企業基盤整備機構（中小機構）が、金融機関などの民間パートナーと共にファンドを組成。中小機構はファンド総額の2分の1を限度に出資、残りを民間パートナーが出資し、民間の投資会社が後継者支援に悩む中小企業に直接支援を行う。

実際の支援の方法は、ファンド会社自らが事業の経営に参画する、いわゆるハズオン支援の方法を採っている。具体的には、ファンドが現経営者から株式を取得して、一時的に経営権を握る。その間経営者として、事業計画の立案や新しい販路の拡大などを行い、その後承継の準備が整った時点で後継者へ株式を売却、または上場するということになる。後継者のめどが立っていない企業には、ファンドが後継者を用意して事業を承継する。また他社へ売却することもあるが、中小機構は「どのような場合でも貴重な技術やノウハウと雇用は守るかたちで行う」としている。

ファンド利用による事業の承継の利点として、「とくに経営者が債権を個人保証している場合、効果が高い」（中小機構）ことが挙げられる。ファンドは債権の買取りは行わないが、「もし直接親族が後継者となった場合、大抵後継者が個人保証を求められる。だがファンドを介すことにより一度個人保証が外れる。またその後収益力などをアップさせることで、ファンドから後継者に経営権が移った後も金融機関に対して個人保証を求めないよう交渉することができ」（中小機構）からだ。

いま組成されている事業継続ファンドは5つ。それぞれが扱った案件の累計は、「現時点で十数件」（中小機構）だという。ファンドを介して行う事業承継には、とくに税制上の優遇措置は設けられていない。また、株式の売却価額などには第三者のチェックが入るため、ファンドから不当に安い価額で株式を買収するなどのためにより、相続税などの租税回避を行うのは難しいといえる。

本ファンドの活用状況は、「利用の問合わせは多いが実際に活用まで至るのは少ない。その多くは、経営者本人がちようちよする」（中小機構）という。事業承継問題について悩みがある場合、事業承継税制の利用や、金融支援や税負担の軽減措置などを受けられる第二会社方式などと合わせて、ファンド活用という手段があることを視野に入れておくのもいいだろう。



▲一般住宅から長期優良住宅への移行は進むのか

出だし好調 長期優良住宅

税メリットが普及後押し

一定基準以上の耐震性、省エネ性能、耐久性などを備える住宅の建築計画に認定を与える「長期優良住宅制度」。今年6月4日の認定申請開始から約4カ月が経過したが、7月末時点での累計認定件数は7千戸を超えている。こうした長期優良住宅の普及を後押ししているのが、認定住宅に対するさまざまな税の優遇措置だ。

国土交通省によると、今年6月4日に申請受付が開始された長期優良住宅制度の認定件数が7月末の時点で7009戸であることが分かった。

月別の認定件数をみると、一戸建てでは、6月に2181戸、7月に4629戸が認定を受けており、1カ月間で実に2倍以上の伸びをみせた。ところが、「7月の認定件数には、申請から認定までの期間が長期化し、月を跨いでしまったケースが含まれる」（国土交通省）としており、制度開始直後の混乱が浮き彫りになっている。

一方、共同住宅では、6月の187戸に対して7月は12戸と15分の1以下に減少。これについては「現在調査中だが、マンションの着工数などと密接にリンクする」（同）としており、マンション着工件数の減少が主な要因となっているようだ。

また、都道府県別にみると、愛知県が728戸で最も多く、千葉県、埼玉県、神奈川県と続く。長期優良住宅は、長期にわたって良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅のこと。認定を受けるには、セメントの水比率低減による劣化対策や、建築基準法レベルの1.25倍の地震力に対して倒壊しない耐震性など、住宅性能のあらゆる面で高い基準をクリアする必要がある。

そのため、一般住宅に比べ新築費用が2割程度割高だが、普及に向けた施策として税の優遇措置が整備されている。具体的には、①所得税の住宅ローン減税の控除率が1.2%に拡大、および平成23・25年の控除対象限度額が1千万円増加②住宅性能強化費用の10%相当額を所得税額控除③住宅の所有権の保存・移転登記にかかる登録免許税率が1千分の1に軽減④不動産取得税の控除額が1300万円に拡大⑤固定資産税が5年間2分の1（マンションは7年間）などがある。

こうした手厚い税制支援に加え、同21年12月11日までに長期優良住宅普及促進事業実施支援室へ申請を行うと、最大100万円の補助金が受けられる。約5千戸への補助金予算が組まれており、予算の範囲を超えた時点で受付終了となるため、長期優良住宅の新築を考えると、早期の対策が必要だ。

中小企業のための経営計画策定支援研修

経済産業省～財務管理サービス人材育成プログラム対応

経営計画策定
支援ソフト付き！

■講師：中小企業基盤整備機構 専任教授・税理士 西野光則 ■受講料：15000円 ■研修期間：1日(6時間)
■対象：税理士・公認会計士・中小企業診断士・経営コンサルタントおよび財務・管理・経営企画エキスパート

好評につき先着順での受付です。
満員の場合はキャンセル待ちとなります。

地区	開催日	定員	実施会場	問合わせ先
関東	10月9日	100人	ルポール麹町(千代田区)	経営基盤支援部人材支援担当 (TEL:042-565-1270)
	11月6日	50人	大宮ソニックシティ(さいたま市)	
東海	11月5日	60人	愛知県産業労働センター(名古屋市中)	中部支部人材支援部 (TEL:052-205-6852)
北陸	10月8日	40人	石川地場産業振興センター(金沢市)	

近畿	10月28日	80人	中小企業基盤整備機構 近畿支部 経営支援プラザUMEDA(大阪市)	近畿支部人材支援部 (TEL:0790-22-5931)
	11月18日	80人		
中国	10月22日	30人	中小企業大学校広島校(広島市)	中国支部人材支援部 (TEL:082-278-4955)
四国	10月23日	20人	えひめ共済会館(松山市)	
九州 沖縄	10月20日	50人	天神ビル9号会議室(福岡市)	九州支部人材支援部 (TEL:092-263-1522)
	10月27日	30人	熊本市国際交流会館(熊本市)	九州支部人材支援部(人吉校) (TEL:0966-23-6800)

研修詳細URL <http://www.smrj.go.jp/jinzai/seminar/h21/047553.html>

お申込み・お問い合わせはTELまたはインターネットにて

納税通信

東京国税局管内 特別号外
新宿区エリア版 新宿税務署編
平成21年10月5日発行
©エスピー通信社

「納税通信」(東京国税局管内 特別号外 新宿区エリア版 新宿税務署編)は、「税務行政当局と納税者の相互理解を深めるための情報紙」として、新宿区内全域の「日本経済新聞」(宅配分)に不定期で折り込み配布している無料紙です。発行に際しては新宿税務署に取材面でご協力いただきました。また、新宿法人会、新宿青色申告会をはじめとする税務協力団体や、地域の経営者を強力にサポートする税理士・公認会計士の先生方、さらには地元に着目した活動を展開する経済団体、金融機関、保険会社などに、ご賛同およびご協賛をいただきました。紙上にて御礼申し上げます。

【エスピー通信社・編集局企画編集室】

＜お知らせ＞

本紙『納税通信』の通常号は
毎週月曜日発行です。

年間購読料(前納・送料共)36,700円

購読・広告申込 www.nouzei.jp
03(3971)0114(直通)

用途が拡大し、急速に人々の生活のなかに浸透している新しいタイプのお金「電子マネー」。電子データで金銭のやりとりする仕組みだが、「小銭も持たなくて便利」と比較的小口決済で利用されている。日銀によれば、電子マネーの発行枚数は、「電子マネー元年」といわれた2007年度以降も増え続け、2008年度末には前年度比30・3%増の1億503万枚を突破した。このうち、携帯電話搭載分は27・

【表】電子マネー発行枚数

	発行枚数 (万枚)	うち携帯電話	端末台数 (万台)
2007年9月末	6,649	767	24.7
10月	6,897	793	27.7
11月	7,120	815	28.1
12月	7,326	847	28.7
2008年1月	7,548	883	29.1
2月	7,800	903	29.5
3月	8,061	942	35.8
4月	8,363	969	36.4
5月	8,574	990	36.7
6月	8,761	1,011	37.1
7月	8,952	1,030	37.4
8月	9,143	1,059	38.7
9月	9,308	1,078	39.3
10月	9,497	1,095	41.2
11月	9,703	1,116	43.7
12月	9,885	1,137	44.8
2009年1月	10,064	1,157	45.5
2月	10,257	1,179	47.2
3月	10,503	1,205	48.0

*日本銀行決済機構局「最近の電子マネーの動向について(2008年度)」より

実際に換金したら所得

増の11億1600万件で、決済金額は45%増の8172億円。1件当たりの平均決済金額は5・2%増の732円だ。また、月間決済件数・金額を電子マネー発行枚数で割ったカード1枚当たりの平均利用状況は、2008年度末の3月中は月に0・98回、734円程度利用された計算となっている。ただ、発行済み電子マネーのなかには休眠状態のカードもあり、同決済機構局では、実際に利用されているカード1枚当たりの決済金額はこの数倍の利用状況にあると推察している。

今回の調査対象とした電子マネーは、Edy(エディ)、Suica(スイカ)、ICOCA(イコカ)、PASMO(パスモ)、SUGOCA(スゴカ)、Kitaca(キタカ)、nanaco(ナナコ)、WAO(ワオン)の合計8種類。

電子マネーは、精算方式の違いから「プリペイド型電子マネー」と「ポストペイ型電子マネー」の2つのタイプに分けられる。

プリペイド型は、事前にお金を入金(チャージ)して、使う際に電子マネーの読み取り機か

日本銀行決済機構局によると、主要電子マネーの2008年度の発行枚数は1億枚を突破したことが分かった。携帯電話の「お財布ケータイ」など、すでに電子マネーを実際の生活の場で活用している人は急速に拡大している。駅の売店をはじめコンビニエンスストアやタクシーなどでも使え、若者ばかりでなく高齢者の利用も増え続けている。また、クレジットカードで買い物をしたときにたまるポイントなども、電子マネーに替えることができるのも利用拡大の要因だ。ただ、気を付けなくてはいけないのが、電子マネーに換金したときの税務面だ。

ら自動的に使用金額が引き落とされるもの。このタイプの電子マネーにはPASMO、Suica、Edy、ICOCA、nanaco、WAOなどがあ

一方のポストペイ型は、使った金額があとで一括して請求され、支払うというかたちの電子マネー。読み取り機にかざしてデータだけをやりとりしておき、後でクレジットカードと同様に利用明細書と請求書が送られてくる。このタイプにはiD(アイディー)、PiTaPa(ピタパ)などがある。

電子マネーは、若者やサラリーマンだけではなく、経営者層にも愛用者が増えている。というのも、クレジットカードでの支払いや、飛行機に搭乗したときに加算されるマイルなどが電子マネーとして換金できるためだ。

数年前までは、加算されたポイントやマイルは、旅行券や景品、商品券への交換が中心だったが、最近ではそのサービスも拡充、現金と変わらない電子マネーへの換金も一般的となっている。

ただ、気を付けなくてはならないのが、その金額により課税対象になる点だ。カードのポイントやマイレージサービスによる特典は、その利用者に大きな利益をもたらすことから、国税庁もマイレージカードについて内部で取扱いを決めている。それによると、マイレージ

利用者のほとんどが小口決済

カードはポイント数に応じた金品の給付を受けられるポイントカードと位置付け、金品の給付は個々の取引と独立しており、法人からの贈与と認められることから、業務に関して受けるものや継続的に受けるものを除き、一時所得の総収入額に算入されるとしている。所得税法36条では経済的利益も収入金額と捉えているが、「単にポイントが加算される段階では金品の給付が確定されているわけではないことから、具体的に現金などの給付があったとき所得と認識する」としている。

さらに、ポイント数に応じて金品の給付を受ける場合には、実質的な過去の取引の値引きと異ならないとも考えられるが、値引きとして取り扱う場合には過去の取引価額を修正しなければならぬことになり、「現実的にそのような修正は困難である」との見方も示している。

そのため、マイレージカードのポイントをためて無料航空券などの特典を得たときは、実際にその航空券を購入する代金相当額の所得を得たことになり、一時所得として申告する必要があるとしている。また、電子マネーに換金したときも同様に、一時所得として申告する必要があるとしている。

ただ、一時所得には50万円の控除がある。そのため、マイレージやポイントで得た特典のほかに生命保険契約者配当などを加算して一時所得が50万円を超えた場合に所得税が課税されるわけだ。

高額納税者ほどマイレージの恩恵を受けやすい。それだけに、後で痛い目に遭わないようにきっちりと税務処理はしておきたい。

くつろぎ、味わい、楽しむ。

ホテルのあたたかさ感じてください。



京王フラザホテル

〒160-8330 東京都新宿区西新宿2-2-1
TEL. (03) 3344-0111
<http://www.keioplaza.co.jp>

JR・私鉄・地下鉄「新宿駅(西口)」「西新宿駅」より徒歩5分
都営大江戸線「都庁前駅」B1出口すぐ



企業がつづく
チカラになりたい。

企業のために、経営者とともに。

DAIJO 大同生命

新宿支社/東京都新宿区新宿4-3-25
(オリックス新宿ビル6F) TEL 03-3357-5221